

今の憲法をどう改正するか

- 一、不明確な「天皇の地位・権限」見直し
- 二、学者間でも解釈が多岐に分かれる「戦争放棄」の見直し
- 三、土地を安く供給するための「私有財産制」の見直し
- 四、違憲性の強い「私学助成禁止規定」の見直し

目次

まえがき	2
一、不明確な	
「天皇の地位・権限」(第一条)の見直し	6
二、学者間でも解釈が多岐に分かれる	
「戦争放棄規定」(第九条)の見直し	10
三、土地を安く供給するための	
「私有財産制」(第二十九条)の見直し	24
四、違憲性の強い	
「私学助成禁止規定」(第八十九条)の見直し	32

当団体では、すでに昭和五十五年以降、沢山の改正点の中から二十五項目を選び、具体的改憲案を発表しているが、今回は、四項目を選び、詳しい解説を付して世に問う次第である。

今の憲法の条文に不都合があつて改正する場合でも、具体的に、どこを、どう改正するかは、学者でも議員でも問題の捉え方によつて人それぞれに異なり得る。当団体では、昔から学者・議員・民間の三者合同による「自主憲法研究会」を毎月開き、学者の意見をもとにいろいろと検討してきたが、今回の発表は、そうした意見を、いわばその「最大公約数」という形でまとめてみたものである。

また、改正案の内容は、その時代時代の国民の憲法問題に対する認識度・理解度も考慮して提示する必要がある、今回の改正案は、このような改正案なら国民の理解も得られやすく、実現性もあるのではないか、という観点に立ち、案文を作成した。これには、出来るだけ分かりやすい解説も付したので、単に案文だけ

見ての批判ではなく、解説もよくお読みいただき、御叱正を賜りたい。

つまり、この改正案は、さまざまに考え得る案の中で、現在の国民に理解してもらえりような、合理的かつ実現性のある案文を、「最大公約数」的にまとめて提供したものであり、両団体の全体会の承認を得た決定案ではなく、団体の首脳陣と日頃協力いただいている学者の監修によるいわゆる「試案」であるが、現行憲法の改正が、なぜ必要か、どこを、どう改正するのか、私たちの考え方を知っていただく材料として、国民のみなさまに提供する次第である。

昭和六十三年五月三日

自主憲法期成議員同盟

自主憲法制定国民会議

事務局長 清原淳平

〔注〕現行憲法には、改正点が沢山あるが、今回は、以下の四項目を提起する。

一、不明確な「天皇の地位・権限」

（第一条）の見直し

改正案（傍線は改正箇所）

第一条〔天皇の地位・権限〕天皇は、

日本国の元首であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の伝統的総意に基づく。

現行法

第一条〔天皇の地位・権限〕天皇は、

日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基づく。

〈理由〉

(1) 国家には、その国を代表する者、一般に「元首」「head of the state」と呼ばれる者がおり、諸外国では、誰が元首であるか、憲法上、明確にされているのが通常であるが、わが国では、現行法上、天皇が「象徴」と書かれているため、学説上、元首を、内閣、内閣総理大臣、国会などとする説もかなり優勢である。この際、誰が日本国の元首であるかを明らかにし、こうした疑義をなくすべきである。

(2) 「象徴」という語は、本来、抽象的な観念を実在的な事物によって具象的に表す場合（平和を鳩、愛を薔薇で表すごとし）に用いられ、その事物も、動植物であることはあっても、特定の間人であることは、一般にない。

(3) 外国の憲法では、その国を対外的に代表する者を一般に「head of the state」と表現し、わが国では、これを「元首」と訳して来た。

(4) 「象徴」(the symbol) は元首「head of the state」の属性(当然に備わるもの)ではあるが、本来、法律用語ではなく、いわば「社会的な意味の属性」といふべきものである。国家の基本法たる憲法としては、疑義を生じないよう、法律用語を使用すべきであろう。

(5) ただ、「元首」という用語を使う場合に、特に注意しなければならないことがある。それは、十八、十九世紀憲法の下で、多くの君主国は、「元首」とは一般に、a 統治権の総攬者であり、そして b 三軍の統帥権、c 対外的代表権などを有するものとされたが、二十世紀に入ってから、次第に、前記の a と b の法的属性は、実質的に、内閣や内閣総理大臣あるいは立法府などへ移って、いまでは、「元首」の法的属性は、ほとんど、c の「対外的代表権」に限られるもの、と解されて来ているのが現況だということである。

(6) 日本では、一部の人々が、こうした時代の推移による用語内容の変化を知ら

ないため、もし「元首」という用語を復活すれば、天皇が絶対的権限を行使して、再び戦争の時代が来ると誤解している。しかし、「元首」の概念を、上述のごとく現代的に解すれば、天皇を「元首」として「対外的代表権」を認めても、なんら問題はないはずである。

(7) 最後に、第一条後段に、「伝統的」なる用語を挿入したのは、現在のように天皇の地位を単に「主権の存する日本国民の総意に基く」とするとき、一部の政党が主張しているように、多数決で天皇制を廃止できる、とする暴論が現れてくるので、こうした考えを排除するためである。

(8) わが国の天皇制は、数千年の歴史に立脚しており、伝統的な文化遺産・精神遺産ともいうべきものであって、仮にも一時期の国民が、多数決で否定してよいような性質のものではない、ことを明らかにする必要があると考えるからである。

二、学者間でも解釈が多岐に分かれる

「戦争放棄」(第九条)の見直し

改正案(傍線は改正箇所)

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を

基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による
威嚇又は武力の行使は、国際紛争を
解決する手段としては、永久にこれ
を否認する。

②前項の目的を達するため、陸海空
軍その他の戦力は、これを保持しな

現行法

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を

基調とする国際平和を誠実に希求し、
国権の発動たる戦争と、武力による
威嚇又は武力の行使は、国際紛争を
解決する手段としては、永久にこれ
を放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空
軍その他の戦力は、これを保持しな

い。国の交戦権は、これを認めない。

い。国の交戦権は、これを認めない。

③前二項の規定は、国際法上許されない侵略戦争ならびに武力による威嚇または武力の行使を禁じたものであつて、自衛のために必要な限度の軍事力を持ち、これを行使することまで禁じたものではない。

右をご覧ただければお分かりのように、私どもは、現行第九条については、いろいろ問題があるが、当面①項、②項はそのままにしておいて、新たに③項を設け、ここで内容が曖昧な①項、②項を補足する形で（これを学問上、解釈規定という）、①項、②項の本来の趣旨は、「わが国は、自衛のための戦力は持てるが、侵略戦争などはしない」ことを、明らかにしようとするものである。

〈理由〉

(1) この第九条の規定の仕方が明瞭でないため、①項、②項の中の言葉を、それぞれ、どう解釈し、またそれをどう組み合わせるかによって、学者間でも十八通りに解釈が分かると言われるほど、第九条の解釈はまちまちである。

(2) 本来、憲法は、国の基本法として、小学校の高学年ぐらいの者が読んで素直に分る程度のものでなければならぬ。一流の学者が集まって、なお沢山に解釈が分かれるような規定をおくこと自体、おかしい話である。

(3) 国際間では、すでに一九〇七年に、占領者は占領地の現行法制を尊重すべきであるとの趣旨の、いわゆるハーグ国際条約があり、アメリカも日本もこれに批准していながら、アメリカは日本占領直後、あえて憲法を変えさせた点でも、国際法上問題であるが、それだけに、現行憲法には、占領政策、日本弱体化政策の意図が色濃く残っている。

(4) 近代初頭から二十世紀前半まで、世界はいわば植民地獲得競争の時代であったが、アメリカはみずから、その植民地に憲法の制定を認めただ点で、他国と異なつたが、しかし軍事権と外交権だけは与えず、それはアメリカの支配の下に置くようにした。(そうした植民地の憲法を、学問上「半独立国憲法」という)戦前、アメリカが統治していたフィリピンなどが、その例である。

その点で、占領軍の押しつけた現行日本国憲法は、久しくフィリピン駐留の軍政官であつたマッカーサーの考えそのような内容で、軍事権がなく、外交権も、憲法前文を見ると、制約されているとも読める。(例えば、前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しよう」と決意した。)などの表現)

こうした「半独立国憲法」的内容の現行憲法は、日本が独立国である以上、もういい加減に改めるべきである。

(5) わが国では、この第九条の内容から、国としての「自衛権」があるのか、ないのか争われ、いまも「自衛権もない」との説をとる者もあるが、私たち、個人には「急迫不正の侵害」が迫った場合は、これに反撃する「正当防衛」が当然の権利として認められている（刑法第三十六条）ように、個人が集まって形成する国家も、法人格を持つものとして、他国から「急迫不正の侵害」を受けたときは反撃する「自衛権」が当然にある、と解すべきである。

(6) しかも、国家は、自国の国民の権利と領土が侵害されることのないよう、日頃から注意深く見守り、危急の事態に対処しうるよう対策を講じておくこともまた、独立国であれば、国家としての当然の義務である。

そうした当然の理から、日本国は、他国から「急迫不正の侵害」があった場合に備えて、正当な「自衛権」を行使できるよう、戦力を持つこともまた、独立国として当然のことである。

(7) なお、各説の中には、「自衛権」を認めるとしても、それは「警察力」程度でよいとする説があるが、「警察力」と「軍事力」とでは、その目的・使命、装備の程度・内容がおのずから異なるものであり、外敵から国を守るためには、「戦力」はやはり、「軍事力」と解するのが妥当であると思う。

(8) また、現代は、半世紀前までの植民地獲得競争の時代は去り、世界の大部分が、第二次世界大戦の惨禍を踏まえて、今後は、武力で相手国を威嚇したり、不法に相手国に攻め入る侵略戦争は止めよう、と決意している時代である（しかし現実には、大国が武力で威嚇したり、侵略とみられる戦争も、いまなお頻繁に起こっていることは、御承知のとおりである）。人類の平和共存の必要を考えるとき、武力による威嚇や侵略戦争を起こしてはならないことは当然であり、わが国としても、世界の有力な先進国として、そうした不法な政策を採るべきでないことは論をまたない。

(9) かしながら、世界のすべての国がそうした政策を堅持すればよいが、現実の世界は残念ながらそうした平穩無事な世の中ではなく、他国からの侵略も考えられ得るのが現実である。つまり、問題は、自国のみ平和を願い武力を全く放棄したとしても、世界の实情はまだそうした理想境の域に達しておらず、現実には他国が軍事力を持ち侵略してくる「可能性」があれば、これに備えなければならぬのは、独立国としての国家の当然の義務である。

(10) 現行憲法が、占領下アメリカ主導で作られただけに、第九条の内容はかなり厳しく、その文言を見ると、わが国には、自衛権すらないようにも読めるが、それでは、上述のように、独立国とは言えなくなるので、日本政府は、①項は自衛権まで禁止したものではないとした上で、①項で禁止しているのは、自衛権の発動「以外の戦争や武力による威嚇または武力の行使である」としており、また、②項にいう「戦力」とは「自衛のための必要最小限度の実力」を基準と

して、これを超えれば許されないが、これを超えなければ正当な自衛権の範囲として許される、と苦しい解釈をして、自衛力を認め、自衛隊の存在を合憲であると理由づけ、どうにか法と現実とのギャップを埋めているのが政府見解である。国民の大勢も、現実の国際情勢から、自衛隊の存在を認めているが、こうしたむずかしい論理構成をせず、自衛隊の存在を認めるべきであろう。

(11) つまり、独立国であれば、「自衛権」を行使できるような実力を持つことは当然であり、問題は、そうした実力の「行使」を、あくまで他国からの現実的攻撃、即ち、前述の「急迫不正の侵害」が現実にあった場合だけに限るのか、それとも、他国からの侵略が強く予測される場合に先制攻撃を仕掛けることなどを含むのか、といった問題が残るが、後者を拡大解釈すると歯止めがなくなる恐れもあるので、わが国としては、前者、すなわち、「他国から、急迫不正の侵害が現実にあった場合に限り、自衛のための実力を発動できる」と解するのが

正しいと考へる。

(12) 以上のように、当時の国際状況と昨今の国際状況とを比較し、また合理的な法解釈を積み重ねて、前号のような結論が導き出されるとすれば、それを土台にして、学者によって解釈が多岐に分かれている現行第九条の曖昧な条文は、誤解を生じないよう、これを、明確にする必要がある。そこで、私たちは、冒頭に掲げたように、③項をおき、第九条の趣旨を明確にしたのである。

(13) なお、曖昧な第九条の趣旨を正すには、上述したような①項、②項をそのままにして、解釈規定として③項をおく、という方法をとらず、むしろ積極的に①項、②項を改正して、その中で趣旨を明らかにする、という方法もある。以前、私どもも、そうした案を発表したこともある。

たしかに、こうした①項、②項を改正する方式は、条文の曖昧さをなくす点で、法的には好ましい方法であるが、憲法の条文の改正などは、単なる法的処

理ではすまない面があり、その改正にあたっては、国民大衆の、問題に対する学問的な認識の程度、あるいは理屈を越えた国民「感情」も考慮にいれなければならぬ。

(14) わが国では、西欧諸国のように、近世に、専制君主の圧制に抗して国民みずからが立ち上がって近代革命を起こし、国民の代表たる議会在が制定した法律に従って事を行う、といった下からの近代革命を経ていることもあって、日本国民の法意識は他の先進諸国に比べてまだまだ低く、上述したような「法的検討」によって判断を引き出すよりも、とかく一部勢力の宣伝、すなわち「憲法改正——九条改正——再軍備——徴兵制復活——軍国主義復活——戦争」などといった短絡したワンパターンの宣伝に乗せられやすく、論理の吟味ではなく「感情的」に拒絶反応を示すことが多い。

そうした点で、私たちは、いま国民の皆さんが、一部の宣伝に乗せられ、現

行第九条の規定を、あたかも「平和憲法」の象徴であるかのように受け取っている国民感情があることも考慮し、ここは、①項、②項には手を触れない方が問題を複雑にせず、③項に解釈規定を置く方式を採る方が、国民の皆さんの御理解を得やすいと考えた次第である。

(15) 最後に、わが国では、前の大日本帝国憲法が「不磨の大典」として改正を許さぬものと観念され、現行憲法下でも一般にそうした認識が残っており、さらに占領軍が、占領政策上、わが国をして簡単^に今の憲法を変えさせないために、世界の憲法の中でも屈指の改正がむずかしい規定（第九十六条）を置いたため、改正がなかなか出来ないでいるが、これは、世界の国々・民族の中でも、きわめて後れた認識であり、また不合理な改正手続き規定であるので、日本国民は、この点も正しく認識すべきである。

(16) けだし、社会の進歩の速度が遅かった十九世紀前半頃までは、たしかに一旦

決めた法律はあまり変えるべきではない、特に国の基本法たる憲法は変えるべきではない、といった認識が強かったが（前の大日本帝国憲法は丁度そうした時期の末期に出来ている）、十九世紀後半頃から、科学技術の発展と経済活動の活発化などで、社会の進歩の程度が早まるのに伴い、作られた時点で静止してしまう法に対し、現実はどうん変化することから、世界の先進各国では、すでに十九世紀後半には、憲法をはじめ法律を固定的に考えることは誤りで、現実の進展にあわせて法は変えるべきもの、という認識に変わってきている。

(17) 特に、現代のように、昔の百年がいまの十年にも満たないといわれるほど、時代の発展がいちじるしい今日、現実が目まぐるしく変わるだけに、作られたときに静止してしまう法との間にギャップが生じやすく、今日では、このギャップに早く気付いて、これを早く合理的に調整することが、立法機関の大事な役割と考えられている。

(18) この理は、一般の法律ばかりでなく憲法についても同じで、世界の先進諸国では、「憲法はその時代時代の国民のためにあり、制定時の国民が後世の国民を縛ってはならない」との認識のもと、もし、憲法と現実との間にギャップがあると考えるときは、与党・野党を問わず、むしろ争って憲法改正を議題に持ち出すのが、普通である。この点、わが国では、全く逆で、憲法改正を言い出すことさえ、何かいけないことのように考えられており、わが国はこの点、世界の認識から、非常に遅れているといわざるを得ない。

(19) 現に世界の国々は頻繁に憲法を改正しており、先の大戦後のこの四十年間、それ以前からある主要国で、憲法を改正していない国は、わが国だけであり、他は西ドイツ三十五回、スイス三十三回、ソ連五十一回、そして判例重視の英米法に立つアメリカでさえ五回と、むしろ先進国ほど改正していることを知るべきである。

(20) なお、法律用語上の問題であるが、本文中に戦争を「……放棄する」との文
言があり、また第二章の表題が「戦争放棄」と記されているが、これは「……
否認する」「戦争の否認」と改めるべきである。けだし、「放棄」とはすでに法
律上正当な権利が生じているものを、自己の意志で権利を捨てることを言うの
に対し、「否認」は正当な権利が生じていると否とに関わらず、その事柄を否定
することをいう。侵略戦争や国際法上認められない武力の行使は、正当な権利
と言えないから、ここは、法律用語上、「否認」とすべきである。隣の大韓民国
憲法なども「否認」としている。現行日本国憲法で、こうした用語上の誤りは、
実に二十カ条、二十九カ所に及んでおり、いまの憲法の草案がいかに法律用語
の使い方を知らない者によって作られ、また、アメリカから草案を渡されてあ
わてて翻訳し、十分な検討・審議も出来ず、ごく僅かな期間で成立させるほか
なかつた当時の状況を、よく示しているといえよう。

三、土地を安く供給するための
「私有財産制」（第二十九条）の見直し

改正案（傍線は改正箇所）

現行法

第二十九条 ①財産権は、これを侵してはならない。

第二十九条 ①財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するよう、法律でこれを定める。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するよう、法律でこれを定める。

③ 土地の究極的所有権は、国家に属する。

④ 私有財産は、相当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

〈理由〉

(1) 島国で山地の多いわが国では、人口に対して土地の絶対量が少なく、したがって、土地が、投資の対象ともなり、異常な値上がりが続けてきた。そのため、いまや土地は、庶民にとって高嶺の花で手に入らず、また、土地所有者も地価高騰により固定資産税などの負担が重くなり、さらには、土地所有者の死亡により高額の相続税がかかるために、支払い出来ず泣く泣く住みなれた土地を手放す人も多い。その結果、一家離散の悲劇も生じている。

(2) 現行憲法は、本条①項で「財産権は、これを侵してはならない」と、いわば財産権の不可侵性を強調するが、こうした財産権絶対不可侵の宣言は、近代国

家成立当初、それ以前の専制君主制・封建領主制の時代に、個人の私有財産権が侵されたことの反省として掲げられた、いわゆる十八・十九世紀的な規定の仕方である。

(3) しかし、二十世紀的憲法では、そうした個人の私有財産権も、公共の福祉、社会福祉の見地から、絶対的に主張し得るものではなく、自己の権利といえども他人の権利、社会の利益を害してまで主張しうるものではないことが認識せられるに到った。

(4) その結果、共産主義国ではなく、自由主義に立つ西側諸国でも、たとえば、○西ドイツのボン基本法第十四条②項「所有権は義務を包含する。その行使は同時に公共の福祉のためにすることを要する。」

○同じくボン基本法第十五条「土地、天然資源、および生産手段は、社会化の目的のために、補償の方法および程度を規定する法律によって、公有財産また

は他の形態の公共経済に移すことができる。」

○イタリア共和国憲法第四十四条「土地の合理的な利用を確保し、公正な社会関係を確立するために、法律は、私的土地所有権に義務および統制を課し、地方および農業地帯に応じて面積の限度を定め、土地の開発、大所有地の改革、および生産単位の再構成を促進および強要し、小および中位の所有権を助成する。」

などの規定を置いており、西側諸国も、すでに私的所有権絶対の思想から脱皮し、国民全体のための有効利用を考えていることを、参考にすべきである。

(5) 因みに、現行憲法は、連合軍による軍事占領下、その総司令部によって提示された、いわゆるマッカーサー草案を下敷きにしたことは、すでに周知のことであるが、この当初のマッカーサー草案の私有財産権の規定には

「土地および一切の天然資源の究極的所有権は……国家に帰属す。……」と書

いてあった。

ところが、当時の日本人は、世界がすでに、十九世紀的憲法の認識から二十世紀的憲法へと脱皮していたのに、まだ、その認識がないため、マッカーサー草案のように「土地および一切の天然資源の究極的所有権は……国家に帰属す」と規定すると、あたかも共産主義のごとき印象を与えるとして、総司令部へ申し出て、帝国憲法に規定したと同じように、現在の規定に戻した、ということである。

(6) つまり、私有財産権に制約を設けることは、決して、共産主義国特有のものではなく、自由主義国でも許容されているところであり、したがって、こうした制約規定を置いたからといって、わが国が、共産主義国的思想に接近したとする批判は当たらない。

(7) なお、そうした認識に立てば、こうした制約は、何も土地所有権に限らず、

その他の私有財産権一般に及ぼしても良いといえるが、いま一遍にすべての財産権に及ぼすと国民が動揺する恐れもあるので、当面もつとも切実な土地の所有権に限定して、改正を提案することにした。

- (8) 人口に対して国土の狭いわが国では、土地については、究極的には、国民すべてのもの、つまり国家のもの、と考えることは、理解されやすいと思われる。
- (9) こうした改正を行うことによって、時の政府は、究極的土地所有権は国家にあるのであるから、法律を以て（つまり、内閣独自の判断でなく、国会の審議・議決を経て）、これまで以上に、土地の価格を低く押さえるような土地対策を行うことができる。また、その制約の内容は、国民の代表者たる国会の審議を経るので、不当に土地所有者の利益を害することもないはずである。

- (10) したがって、土地の価格が落ち着けば、一般庶民も、土地を購入することができるようになり、また、市街地の土地所有者も年々高い固定資産税をとられ

ないで済むようになる。

(11) さらに、土地所有者が亡くなって相続が生じたときも、相続税を払えない相続人は、その土地の所有権（いわゆる底地権）を国に返還して、相続税を安くしてもらい、以後、国の所有土地の上に、借地権ないし地上権を持つことになるが、それでも、これまでのように、土地・建物を処分して相続税を払い、一家離散するというような事態になることは避けられる。

(12) 反面、国は、国有地は増えるが、地代収入が増え、また、地上の権利者がさらに借地権ないし地上権を処分する意志表示があれば、場合によりこれを買取り、公示して、その土地の借地権ないし地上権を他の者に合理的な価格で売却することもでき、国は決して損はせず、また、一般庶民も、国から合理的な価格で、土地・建物を購入することができ、こうすれば、相続などで土地を手放す者も、国も、新しく土地を購入しようとする者も、それぞれ三方利益し、

かつ土地の価格も合理的な線に押さえることが出来る。

- (13) なお、現行憲法第二十九条③項が「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。」とある中で、「正当な補償」を「相当な補償」に改めたのは、前述した十九世紀的憲法の考え方では、私有財産権絶対の思想から、「正当な補償」を「完全な補償」と解する説が多く、現代では、前述した「自己の権利といえども、他人の利益・社会の利益に不必要な打撃を与える場合は、制限されるべし」とする二十世紀的憲法の考え方から、この補償は、「完全な補償」ではなく、主張する権利とそれによって侵害される権利との比較考量によって、「相当な補償」であれば足りると考えるようになっていたので（そうした趣旨の判例多数あり）、なお一部に残る「完全な補償」説を排除するためにも、前記改正をするにあたり、この際、一緒に明確にしておこうというわけである。

四、違憲性の強い「私学助成禁止規定」

(第八十九条)の見直し

現行第八十九条は、下段に示した条文を読んでいたければ分かるように、公金その他の公の財産を、支出または利用する場合の制限を規定したものであるが、この中に、宗教、教育、慈善、博愛の四つ場合が併せ掲げられているため、素人には、文脈がたいそう分かりにくく、現行憲法上、悪文の一つとされている。

現行法（傍線は削除箇所）

第八十九条（公の財産の支出・利用制限）
公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

私たちは、後述する理由から、現行第八十九条の中から教育に関する部分を削除するよう提案する。

現行第八十九条は上述のように複雑なので、この条文を、教育に関する部分とそうでない部分とに分けて見る。

すると、教育に関する部分は次のような内容となり、これを、削除する。

「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

「教育」を削除した結果、第八十九条は、次のような形として残る。

第八十九条〔公の財産の支出・利用制限〕
公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。

（これも本来見直すべきは、後述の通り）

前頁で抽出した教育に関する部分を、いま一度掲げると、

「公金その他の公の財産は、公の支配に属しない教育の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」となる。

つまり、この意味は、「公の支配に属しない教育の事業」、すなわち、私立学校には、公金その他の公の財産を、支出したり利用させたりしてはならない、ということを、無条件に定めたものである。

〈理 由〉

(1) 国は、三十年以上も前から、私立大学をはじめとする私立学校に多額の助成金を出しており（近年それは年間総額三千億円以上にもなっている）、この点で、この第八十九条の教育に関する部分は、事実上、有名無実となっている。

(2) 現行憲法第八十九条中のこうした私学助成禁止の条項にもかかわらず、現実

には、日本の私立大学などは、国からの金銭的援助なしにはやっていけないのが実情であり、いまでは、国が私立大学などに助成金を出すのは当たり前のことと考えられて来ている。

(3) 占領軍が、なぜこうした制約を日本国憲法に課したかが問題となるが、一つには、日本では、戦前・戦時中、国家の教育に対する関与が強大で、いわゆる軍国主義教育を施したとして、占領政策上、これを排除する必要を感じたのであろうこと。

(4) また、アメリカでは、昔からの慣習として、私立学校に対し、国なり州政府が助成金ないし補助金を出すことはなく、私立学校の経費は、生徒からの学費のほか、ロックフェラー財団などの企業グループ、宗教組織、あるいは篤志家や父兄など個人からの、寄付によってまかなわれているのが実情である。アメリカは、そうした自国の風習を日本へ適用できると考えたものとも思われる。

(5) たしかに、アメリカでは、教育事業は、伝統のキリスト教的精神も反映して、民間が浄財を集めて行う事業との認識が一般で、そうした観点から第八十九条を見ると、この条文は、教育とともに、慈善・博愛などという言葉が並んでいて、いかにもアメリカ人が考えたアメリカ的内容のものとなっている。

(6) これに対して、日本では、江戸時代までの寺小屋的教育から、早く近代国家の仲間入りをするため、明治に入り、国家みずからが率先音頭をとり、「教育立国」を心がけ、急速に近代国家を実現した、という歴史過程の違いがあり、そうした歴史過程を無視して、他国の方式を取り入れようとしたところに、この憲法条項が根づかなかつた原因がある。

(7) そうした、アメリカと日本との土壌の違いから、少なくとも、教育にかぎり、この第八十九条の適用は日本では無理となり、現行憲法制定後しばらくして、私立大学の経営困難から、国は、助成金を出さざるを得なくなつた。

(8) そこで、国は、国が直接各大学へ助成金を出すことは、この第八十九条に向から違反することを考慮し、苦肉の策として、「私学振興財団」なるものを設け、国が一括して公金を「私学振興財団」へ出し、その上で、この「私学振興財団」が、個々の大学へ助成金を割り振ることとした。

つまり、国は、直接に公金を出したのではないから違憲ではない、というわけであるが、しかし、これは詭弁というべきで、ワンクッション置こうが、ツウクッション置こうが、条文を素直に読むかぎり、違憲性はまぬがれない、というべきである。

(9) この私学助成の問題は、私学側が現実に補助金なくして経営が困難であることから、無理しても条文を解釈して現実に合わせざるを得ないが、学者の中にも違憲の疑いがあるとする者も多いことから、これは見直すべきである。

(10) また、裁判所は、法文上「公の支配に属しない」私立学校には公金その他の

公の財産を支出したり、利用させたりしてはならないが、助成金を与える私立大学などは、人事権や管理権につき、究極的には、文部省の監督を受けるからその点で「公の支配に属する」といえ、したがって、助成金を出すことも可能だとするが、これはかなり苦しい逆立ちの論理で、私学の特色を活かす建学の精神の在り方とも関連して、矛盾を糊塗せんとする無理な論理といえよう。

(11) 前掲の第九条〔戦争放棄〕規定もそうであったが、この第八十九条のように、法と現実が合わないのに、憲法を改正するのがむずかしいからといって、「解釈で補って」無理なこじつけをすることは、本来、厳格に解すべき法の精神から厳に排すべきである。

(12) また、こうした解釈改憲を国みずからがやるようになる、国民も、それぞれ自分勝手な法解釈を主張するようになり、法の意義が失われ、遵法精神、すなわち、ひとびとの法を守る気持ちが薄れ、おかしな事件の続発する世の中を

生み出すことになる。私どもは、改憲できないからといって、国みずからこじつけの論理を展開する結果、国民が、法を尊重しない昨今の風潮を、最も恐れるものである。

(13) なお、今回は、「教育」についてだけ取り上げたが、同条文中の「慈善・博愛」についても、実は同様な問題がある。「慈善・博愛」という用語が、キリスト教に立脚したアメリカ的表現であることは、冒頭に述べたが、これが、現代の「社会福祉」ということと同じ内容だとするならば、国は、養老院、乳児院、身体障害者施設などに、多額の助成金を出しており、これも、第八十九条違反と言わねばならない。

これについても、国（厚生省）は、社会福祉協議会なる団体を設け、これに一括して助成金を出し、この社会福祉協議会が各施設へ助成金を配分するとう、ワンクッション方式を取っている点で、上述の教育の場合と同じである。

(14) 国が、苦肉の策とはいえ、こうしたワンクッション方式を取ることは、実は大きな弊害を生んでいる。というのは、国がこうして、教育や福祉について憲法違反を避けるために、ワンクッション方式で助成金・補助金を出す結果、いろいろな利益団体が、自分の方へも、そうしたワンクッション方式で助成金・補助金を出してくれと国へ迫ることになり、国も教育や福祉についてそうした前例があるだけにその要求に屈して、その結果、国と民間との間に入って中間処理をするおかしな公団や事業団などがぞくぞく出来て、公金の支出を一層不明朗なものとしている実情があることである。

私どもは、物事をなるべく分かりやすく説明するため、今回は、第八十九条につき、「教育」のみを取り上げたが、「慈善・博愛」（福祉）にも同様な問題があり、これらでワンクッション方式をとっていることが、いかに弊害があるかを指摘し、本条の早急な改正を求め次第である。

昭和六十三年五月三日初版第一刷発行

今の憲法をどう改正するか

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

発行者 清原淳平（事務局長）

発行所 東京都千代田区永田町

二―二―一衆議院第一議員会館内

電話・代表 03―581―5111

（内線）三八六六

振替・東京七〇七七二〇〇

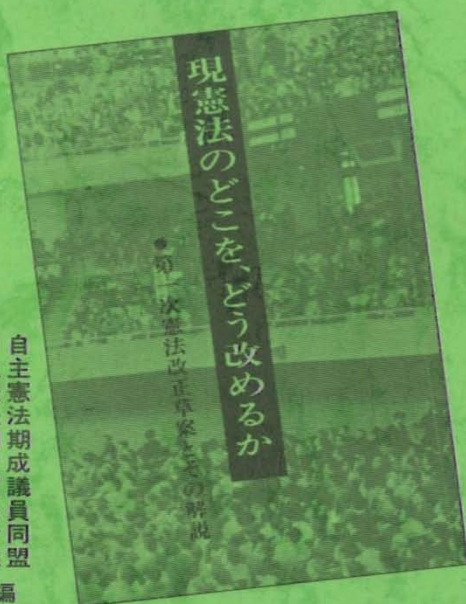
定価 五百円 千七十円

憲法を改めて時代を刷新しよう

自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

¥500

● 第一次憲法改正草案とその解説



自主憲法期成議員同盟
自主憲法制定国民会議 編

「現憲法のどこを、 どう改めるか」

■現憲法には当初からの不備や、その後の社会情勢の推移に基づく現実と法とのギャップなど、改正点は無数にあります。とりあえずその中でも弊害著しいもの、学問的に妥当でないものを中心に二十五項を選び、原文と改正案、ならびにその理由をコメントの形で分かりやすく解説。改憲論議の絶好の叩き台が本書です。全書判五百三十円・送料百七十円
ご購入の方は当事務局までお申込み下さい。